

市民税・県民税の算出方法

給与・年金の所得 (速算表で算出) 事業等の収入－必要経費	－	所得控除	×	税率 市民税 6% 県民税 4%	税 額 除 税 額 除	＝	市民税 所得割 県民税 所得割	＋	市民税均等割 3,000 円 県民税均等割 1,500 円	)	＝	年 税 額
---	---	------	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---

(1,000 円未満切捨) (調整控除を含む) (100 円未満切捨)

※市民税、県民税均等割が課税される方は、森林環境税（国税）1,000 円があわせて課税されます。

給与・公的年金の所得計算表

○給与収入

収入金額 A	給与所得金額
～ 1,618,999 円	A - 550,000 円
1,619,000 円～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～ 1,799,999 円	$(A \div 4) \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円～ 3,599,999 円	$(A \div 4) \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円～ 6,599,999 円	$(A \div 4) \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円～ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円～	A - 1,950,000 円

※(A÷4) は千円未満切捨て ※計算結果がマイナスの場合は0円となります

○所得金額調整控除

①【給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている（適用条件）以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者
- ・年齢22歳以下の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

【計算式】給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）

②【給与所得と年金所得両方を有する人への措置】
給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える
（計算式）
給与所得金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額
（10万円を超える場合は10万円）－10万円
－850万円）×10%

所得控除額一覽

区分	控除額
雑損 控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等による補てん金額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額－5万円
医療 費 控除	(支払った医療費－保険等による補てん金額)－(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) ※控除の限度額 200万円 【セルフメディケーション税制】 (特定の医薬品の購入費用－保険等の補てん額)－12,000円 ※控除の限度額 88,000円
社会保険料控除	支払金額
小規模企業共済 等掛金控除	

区分		控除額(住民税)	控除額(所得税)	人的控除の差額	
基礎 控除	合計所得金額	控除額			
	2,400万円以下	43万円	48万円	5万円	
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	5万円	
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	5万円	
	2,500万円超	0円(適用なし)	0円(適用なし)	0円	
障害者 控除	寡婦控除	26万円	27万円	1万円	
	ひとり親控除	30万円	35万円	本人別荘: 1万円 本人別荘: 5万円	
	勤労学生控除	26万円	27万円	1万円	
	特別(身体障害者1・2級、精神1級、療育A)	30万円	40万円	10万円	
	その他(上記以外の障害者手帳)	26万円	27万円	1万円	
扶養 控除	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円	
	一般	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生 平成18年1月2日～平成21年1月1日生	33万円	38万円	5万円
	特定	平成14年1月2日～平成18年1月1日生	45万円	63万円	18万円
	老人	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円	48万円	10万円
	同居老親等		45万円	58万円	13万円

配偶者の合計 所得金額		納税義務者の合計所得金額 ※()内は所得税の控除額					
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	1,000万円超	
配偶者 控除	48万円以下	控除額	人的控除 の差額	控除額	人的控除 の差額	控除額	人的控除 の差額
		33万円 (38万円)	5万円	22万円 (26万円)	4万円	11万円 (13万円)	2万円
配偶者 特別 控除	老人控除対 象配偶者	38万円 (48万円)	10万円	26万円 (32万円)	6万円	13万円 (16万円)	3万円
	48万円超 50万円未満	33万円 (38万円)	5万円	22万円 (26万円)	4万円	11万円 (13万円)	2万円
	50万円以上 55万円未満	33万円 (38万円)	3万円	22万円 (26万円)	2万円	11万円 (13万円)	1万円
	55万円以上 95万円以下	33万円 (38万円)	0円	22万円 (26万円)	0円	11万円 (13万円)	0円
	95万円超 100万円以下	33万円 (36万円)	0円	22万円 (24万円)	0円	11万円 (12万円)	0円
	100万円超 105万円以下	31万円 (31万円)	0円	21万円 (21万円)	0円	11万円 (11万円)	0円
	105万円超 110万円以下	26万円 (26万円)	0円	18万円 (18万円)	0円	9万円 (9万円)	0円
	110万円超 115万円以下	21万円 (21万円)	0円	14万円 (14万円)	0円	7万円 (7万円)	0円
	115万円超 120万円以下	16万円 (16万円)	0円	11万円 (11万円)	0円	6万円 (6万円)	0円
	120万円超 125万円以下	11万円 (11万円)	0円	8万円 (8万円)	0円	4万円 (4万円)	0円
	125万円超 130万円以下	6万円 (6万円)	0円	4万円 (4万円)	0円	2万円 (2万円)	0円
	130万円超 133万円以下	3万円 (3万円)	0円	2万円 (2万円)	0円	1万円 (1万円)	0円

地震保険料控除		区分	保険料の支払金額		地震保険料控除額	
		地震	～ 50,000 円		支払金額 × 1/2	
			50,001 円～		一律 25,000 円	
		旧長期	～ 5,000 円		支払金額の全額	
			5,001 円～ 15,000 円		支払金額 × 1/2 + 2,500 円	
			15,001 円～		一律 10,000 円	
		地震と旧長期の両方の保険料の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額 ※控除の限度額 25,000 円				
生命保険料控除	●旧契約●	種類	一般生命保険料・個人年金保険料			
		限度額	それぞれ 35,000 円を上限とし、控除限度額は 70,000 円			
		控除額計算表	保険料の支払金額		生命保険料控除額	
			～ 15,000 円		支払金額の全額	
			15,001 円～ 40,000 円		支払金額 × 1/2 + 7,500 円	
			40,001 円～ 70,000 円		支払金額 × 1/4 + 17,500 円	
	70,001 円～		一律 35,000 円			
	●新契約●	種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料			
		限度額	それぞれ 28,000 円を上限とし、控除限度額は 70,000 円			
		控除額計算表	保険料の支払金額		生命保険料控除額	
～ 12,000 円			支払金額の全額			
12,001 円～ 32,000 円			支払金額 × 1/2 + 6,000 円			
32,001 円～ 56,000 円			支払金額 × 1/4 + 14,000 円			
56,001 円～		一律 28,000 円				

●旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
●新契約…平成24年1月1日以降に締結や更新した保険契約等
※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合

〔一般生命保険料について求めた控除額 (限度額：旧契約のみ) 35,000円、新契約のみ 及び新旧契約が混在した 場合 28,000円〕	+	〔個人年金保険料について求めた控除額 (限度額：旧契約のみ) 35,000円、新契約のみ 及び新旧契約が混在した 場合 28,000円〕	+	〔介護医療保険料について求めた控除額 (限度額 28,000円)〕	=
---	---	---	---	--	---

※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧契約で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。 限度額 70,000

調整控除	合計課税所得金額	調整控除額の算出方法
	200 万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%) ①所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計 ②住民税の合計課税所得金額
	200 万円超	{所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計 (住民税の合計課税所得金額－200万円)}×3% (市民税3%、県民税2%) ただし計算結果が2,500円未満の場合は、2,500円とする

※人的控除の差額については、左記の表を参照ください。
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。

市民税・県民税納税通知書等の発送について

納税通知書は、6月2日(月)に発送します。
※非課税、非課税通知書は発送しませんので、ご了承ください。
※この申告書の手引きは、6月12日現在の法律に基づいていませ
※分離課税所得の申告がある場合は、市民税担当までお問い合わせ。

申告書の記入例

前年中に収入があった人

▼申告書 表面

▼申告書 表面

令和7年 3月 15日		令和7年度 市民税・県民税申告書										(宛先) 春日市市長	
令和7年 1月1日の住所		春日市原町3丁目1番地5										番号確認 ☐ 本人確認 ☒ 確認資料 免 保・マ・手・他() 整理番号 2	
現住所		同上										業種又は職業	
フリガナ		カスガ タロウ										電話番号 (092) 584 - 1111	
氏名		春日 太郎										世帯主名 春日 太郎 (統括 本人)	
生年月日		大平 令		36年 4月 1日		個人番号		38		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			

裏面にも記入する欄がある

分離課税に係る所得等が

◆簡易申告◆

下記に該当する人は☑チェックをつけてください。
(☑は複数可)
※チェック項目以外の申告がない場合はチェックをつけて申告終了です。

A. ☐前年中は収入がなかった。

B. ☐非課税所得で生活していた。(遺族年金・障害年金・その他)
受給額 円

C. ☐配偶者控除、☐扶養控除、☐寡婦控除、☐ひとり親控除については、前年度の市県民税課税内容と同じ申告をします。

D. ☐1収入金額等、☐3社会保険料控除、☐4小規模企業共済等掛金控除、☐5生命保険料控除、☐6地震保険料控除、☐7障害者控除、☐8医療費控除については、添付している証明書(控除証明書、源泉徴収票、障害者手帳等)のとおりに申告します。

□代理
□可
□不可

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

[illegible]

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
火災	昭和25年11月10日	建物

雑損控除 ⑤ 医療費控除		租 賃 金 額	保険などで補填される金額									
		円	円									
		支払った医療費等 保険などで補填 される金額	150	円	3	4	0	0	0	0	0	0
			150	円	3	4	0	0	0	0	0	0

簡易申告を活用しましょう！（収入がない人、課税資料が揃っていない人などが対象です）

◆簡易申告◆

下記に該当する人は☑チェックをつけてください。
(☑は複数可)

※チェック項目以外の申告がない場合はチェックをつけて申告終了です。

A. ☐前年中は収入がなかった。

B. ☐非課税所得で生活していた。(遺族年金・障害年金・その他)
受給額 円

C. ☐②配偶者控除、②扶養控除、①寡婦控除、①ひとり親控除については、前年度の市県民税課税内容と同じ申告をします。

D. ☐1 収入金額等、⑬社会保険料控除、⑭小規模企業共済等掛金控除、⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除、⑰障害者控除、⑱医療費控除については、添付している証明書類(控除証明書、源泉徴収票、障害者手帳等)のとおり申告します。

申告書の各項目の説明及び申告書の書き方

●収入・所得金額…前年中に得た収入等について該当する項目に記入してください

ア及び①またはイ及び② 事業	「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に金額を記入してください。 申告書裏面の「12 事業（営業等・農業）・不動産に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
ウ及び③ 不動産	
貸家、賃地、貸アパート等	
エ 利子	一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。 ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。
国外の銀行等の預金の利子など	
オ及び⑤ 配当	収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の「7 配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、所得税の確定申告書を管轄税務署に提出してください。 〈注意〉 上場株式等に係る配当所得について申告した場合、この所得についても配偶者控除や扶養控除等の判定の基になる合計所得金額に算入されます。この合計所得金額は、市民税・県民税の非課税判定に用いられるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定にも用いられます。また、一度申告したものについては、取り下げることができません。
株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配など	
カ 給与	源泉徴収票の支払金額をカに記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。 源泉徴収票がない場合は、給与明細書を参照し申告書裏面の「6 給与所得の内訳」及び「勤務先」欄に記入してください。 専従者給与がある人は、「うち専従者給与」の欄に収入金額を記入し、専従者給与支払者名等を申告書裏面の「6 給与所得の内訳」中の「勤務先」欄に記入してください。 ※850 万円以上の給与収入がある人で、所得金額調整控除（P4 参照）に該当する人は、申告書裏面の所得金額調整控除の欄に必要事項を記入してください。
給与、賃金、賞与	
キ 雑所得（公的年金等）	源泉徴収票の支払金額をキに記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。
国民年金、厚生年金、企業年金など	
ク及び⑧ 雑所得（業務）	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などによる売上金の収入金額をクに記入してください。 ◇支払証明等を添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入してください。申告書裏面の「8 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
原稿料、講演料など	
ケ及び⑨ 雑所得（その他）	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引などの収入金額をケに記入してください。 ◇支払証明等を添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入してください。 申告書裏面の「8 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
個人年金など	
コ及び⑪またはサ及び⑪ 総合譲渡	申告書裏面の「9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、所得金額イの金額を申告書表面のコに、所得金額ロの金額を申告書表面のサに、所得金額ハの金額を申告書表面のシに、ニの金額を申告書表面の⑪に記入してください。 ※特別控除額は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則 50 万円、一時所得が原則 50 万円です。 ◇支払証明書等を添付してください。
骨董品、車両等	
シ及び⑪ 一時	
生命保険契約に基づく一時金など	

●所得控除…要件を満たす場合、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の該当する項目に記入してください

⑬ 社会保険料控除…あなたや生計を一にする親族等の国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等をあなたが支払った場合

「⑬社会保険料控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。
 ◇支払った証明書又は領収書（写し）を添付してください。
 ※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。
 （源泉徴収票に記載されているものは控除適用）

申告書の書き方（例）

⑬	社会保険料控除	合計額	152	1	7	8	6	0	0
		国民健康保険料	13,000						
		国民年金							
		介護保険料							
		その他							
		後期高齢者医療保険料							
		合計	150,000						

⑭ 小規模企業共済等掛金控除…確定拠出年金法による個人型年金加入者掛金等をあなたが支払った場合

「⑭小規模企業共済等掛金控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。
 ◇支払った証明書又は領収書（写し）を添付してください。※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。

⑮ 生命保険料控除…あなたや親族等の生命保険や個人年金等をあなたが支払った場合

「⑮生命保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。
 ◇保険会社が発行した証明書を添付してください。
 ※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。

申告書の書き方（例）

⑮	生命保険料控除	新生命保険料支払額	157		1	2	2	3	2	1
		旧生命保険料支払額	161							
		新個人年金保険料支払額	158			3	6	0	0	0
		旧個人年金保険料支払額	162							
		介護医療保険料支払額	156			4	2	3	5	0

⑯ 地震保険料控除…地震保険料、旧長期損害保険料（平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの）をあなたが支払った場合

「⑯地震保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。
 ◇保険会社が発行した証明書を添付してください。※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。

⑰～⑱ 寡婦、ひとり親控除…寡婦、ひとり親である場合

「⑰～⑱寡婦、ひとり親控除」の欄にひとり親の人は右の欄（ひ）に、寡婦の人は左の欄（寡）に○を記入し、該当する理由にチェックしてください。
 ※離婚や扶養の状況等については、前年の 12 月 31 日の現況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、死亡の日）

申告書の書き方（例）

⑰～⑱	寡婦、ひとり親控除	寡	死別	生死不明
		離婚	未帰還	

●婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用
 ●上記以外の単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）で、夫と死別した後婚姻をしていない人又は生死不明などの人について「寡婦控除」（控除額 26 万円）を適用
 ●夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（総所得金額等が 48 万円以下）を有する人について「寡婦控除」（控除額 26 万円）を適用
 ●住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人は対象外

⑲ 勤労学生控除…前年の合計所得が 75 万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が 10 万円以下の勤労学生（前年の 12 月 31 日時点）である場合

「⑲勤労学生控除」の欄に学校名・学年を記入してください。
 ◇学生証又は在学証明書の写しを添付してください。

申告書の書き方（例）

⑲	勤労学生控除	学校名	学年
		〇〇大学	1年

①障害者控除（本人）…前年の12月31日時点で、障害者手帳、戦傷病者手帳を持っていた場合など

「㊸申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。」欄の障害の程度の欄には持っている障害者手帳等の種類に○を記入し、級を記入してください。
◇障害者手帳の写しなどを添付してください。

・身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている人

・精神障害者福祉手帳や療育手帳、戦傷病者手帳、原始爆弾被爆者健康手帳の交付を受けている人

・介護保険担当部署から障害者控除対象者認定書を発行された人（注1）

・医師の診断書などで6か月以上にわたって身体の障がいにより寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とすることがわかる人

申告書の書き方（例）

㊸ 申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。

障害の程度

㉟・精・療

2級

※本人以外の障害者控除は、配偶者控除・扶養控除等の欄に記入してください。

②配偶者控除…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「㊹配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要な事項を記入してください。
※配偶者が障がい者である場合、障害の程度も併せて記入してください。（注1）
※婚姻や障がいの状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、その死亡の日）

申告書の書き方（例）

㊹ 配偶者（特別）控除同一生計配偶者

配偶者の合計所得金額

173

氏名

春日 花子

生年月日

S36.1.11

☒

同居別居

身・精・療

級

階

個人番号

367

9

8

7

6

5

4

3

2

1

0

9

8

③配偶者特別控除…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合

「㊺配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要な事項を記入してください。
※配偶者控除と配偶者特別控除の両方を取ることはできません。
※配偶者特別控除の場合は、扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても障害者控除の対象にはなりません。

申告書の書き方（例）

㊺ 配偶者（特別）控除同一生計配偶者

配偶者の合計所得金額

173

5

0

0

0

0

0

0

氏名

春日 花子

生年月日

S36.1.11

☐

同居別居

身・精・療

級

階

個人番号

367

9

8

7

6

5

4

3

2

1

0

9

8

④同一生計配偶者…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超であなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「㊻配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要な事項を記入し、同配に☒を記入してください。
※同一生計配偶者の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。よって、配偶者が障がい者の場合は、障害者控除の対象となります。

申告書の書き方（例）

㊻ 配偶者（特別）控除同一生計配偶者

配偶者の合計所得金額

173

氏名

春日 花子

生年月日

S36.1.11

☒

同居別居

身・精・療

級

階

個人番号

367

9

8

7

6

5

4

3

2

1

0

9

8

⑤扶養控除…あなたと生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「㊼扶養控除」の欄に必要な事項を記入してください。
※扶養親族が障がい者である場合、障害の程度も併せて記入してください。（注1）
※別居の親族がいる場合は、申告書裏面「10 別居の扶養親族等に関する事項」の欄にも記入してください。なお、別居や扶養、障がいの状況等については、前年の12月31日の状況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、その死亡の日）

申告書の書き方（例）

扶養控除

氏名

生年月日

総額

同居別居

身・精・療

級

氏名番号

氏名

生年月日

総額

同居別居

身・精・療

級

氏名番号

氏名

生年月日

総額

同居別居

身・精・療

級

氏名番号

⑥雑損控除…災害や盗難などにより、あなたや生計を一にする親族等の所有する資産に損失が生じた場合

「㊽雑損控除」の欄に必要な事項を記入してください。
◇災害や盗難にあったことを証明する証明書、損害金額の明細書などを添付してください。
※証明書等の添付がない場合は控除の適用ができません。

申告書の書き方（例）

㊽ 雑損控除

支払った医療費等

150

3

4

0

0

0

0

保険などで補填される金額

151

2

1

0

0

0

0

⑦医療費控除…あなたや生計を一にする親族等の病気やけがの治療に直接必要な医療費をあなたが支払った場合

「㊾医療費控除」の欄に必要な事項を記入してください。※別紙「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。
◇医療費控除の明細書等を添付してください。
※明細書等の添付がない場合は、控除の適用ができません。
※領収書を添付しても、控除の適用はできません。

申告書の書き方（例）

㊾ 医療費控除

支払った医療費等

150

3

4

0

0

0

0

保険などで補填される金額

151

2

1

0

0

0

0

(注1) 障害者手帳を持っていない人で、精神又は身体に障がいがあり、日常生活に支障が生じている 65 歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」の提出により、控除が可能です。「障害者控除対象者認定書」の発行については、介護保険担当部署までお問い合わせください。

(注 2) 被扶養者が国外にいる場合は送金関係書類及び親族関係書類が必要となります。また、被扶養者が 30 歳以上 70 歳未満の場合は留学生(留学ビザ等書類の提出が必要)、障がい者、又はあなたからの仕送りを 38 万円以上受けている者(38 万円以上の仕送り金額がわかる送金関係書類が必要)である必要があります。

申告書の提出方法

1. 郵送で提出する場合

申告書に必要事項を記入し、源泉徴収票や控除証明書などの必要書類を申告書に添付し提出する。

※申告の控えが必要な場合は、住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※申告者本人のマイナンバーカード（個人番号カード）の写し（両面）を同封してください。マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード（又はマイナンバーの記載がある住民票等）と併せて、本人確認書類（運転免許証等）の写しを同封してください。

2. 市役所に直接提出する場合

源泉徴収票や控除証明書などの必要書類を持って、ご来庁ください。申告書は受付時に作成できますので、事前に記入する必要はありません。

【持ってくるもの】

- ・収入、控除に係る源泉徴収票や控除証明書などの申告に必要な書類

・申告者本人のマイナンバーカード

(※マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード(又はマイナンバーの記載がある住民票等)と併せて、本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。)

【問い合わせ先】 ご不明な点は、税務課市民税担当までお問い合わせください。
春日市役所 092-584-1111（代表）